

第1章

一人ひとりが安心して元気に暮らせるまちづくり

【保健・医療・福祉】

1 健康づくりの推進

◆基本施策の展開

1 保健予防活動の推進

(1) 感染症対策の充実

感染症の発生・まん延を防ぐために、乳幼児や児童・生徒等を対象に予防接種を行います。

また、近年増加傾向にある結核の早期発見のために検診を推進します。

(2) 母子保健の充実

母性や乳幼児の健康保持増進を積極的に推進するために、妊婦健診や乳幼児の健診、発育・発達等の相談や指導の充実に努めます。

(3) 町民の健康づくりの推進

「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、健康に関する正しい知識の普及を図ります。町民一人ひとりの健康増進に資するため、健康教育の充実に努めます。

生活習慣病などの早期発見・治療を目的に健康診査を実施し、生活改善指導や精密検査受診勧奨などを行います。療養上の保健指導が必要な人やその家族に対して個別相談や指導を行います。

(4) 精神保健の充実

在宅の精神障がい者に対する社会復帰支援や生活支援をするために、関係機関と連携をとり、個別に相談を行うとともに、社会復帰支援事業を推進します。

2 健康基盤づくり整備

(1) 保健センター機能の充実

保健活動や保健・医療・福祉の連携の拠点として、保健センターの機能の充実に図ります。妊婦・乳幼児の健康管理から高齢者の健康増進に至る一環した保健サービスを行うとともに、身近で利用しやすい施設の充実や体制の整備を図ります。

(2) 健康管理システムの整備

個人の健診受診情報や医療・福祉サービスの利用情報などを一元的に把握し、的確な保健指導ができるよう健康管理システムの整備を図ります。

3 医療体制の充実

(1) 地域医療の充実

慢性疾患や心身の障がいなどから長期療養を要する町民ができるかぎり住み慣れた家庭や地域社会の中で生活できるよう、保健・医療・福祉の関係者の連携による在宅医療の提供体制の充実に努めます。

(2) 救急医療体制の充実

救急医療施設の機能の充実や救急医療情報システムの機能強化など、町民が緊急時においても必要な医療が受けられるよう、救急医療体制の充実に努めていきます。

(3) かかりつけ医・歯科医制度の促進

必要な人が必要な救命医療を受けられるよう救命医療体制の整備を推進するために、地域医療機関や消防署等の関係機関と連携を図るとともに、「かかりつけ医・歯科医制度」の普及に努めます。

(4) 献血事業の促進

少子高齢社会の到来により輸血を必要とする年代が増えてくるため、献血推進協議会などを中心にして献血事業の促進を図ります。

2 福祉社会の形成

◆基本施策の展開

1 地域福祉活動の基盤づくり

(1) 福祉意識の啓発

福祉への関心を高めることにより、心のバリアフリー化を図ります。

また、困った人に手をさしのべられる人材を育成するため、学校教育、社会教育（生涯学習）やボランティア活動及び福祉に関する学習の推進に努めるとともに福祉全般に対する意識を高めます。さらに、広報紙等を通じて福祉に触れる機会を増やします。

(2) 地域福祉の計画的推進

福祉サービスが身近な地域で確保され、町民が適切かつ円滑にサービスを利用できるようにするため、社会福祉を目的とする事業や町民その他のものが行う社会福祉活動が総合的かつ効率的に行われる地域福祉計画を策定し、その推進を図ります。

(3) ボランティア活動の促進

ボランティア活動の活性化を図るため、コーディネーターを配置するなどボランティアセンターの充実を図ります。

また、県社会福祉協議会を中心に実施しているボランティア情報ネットワークの活用を図ります。

障がい者や高齢者の社会参加を促進するため、手話や朗読、外出ボランティアなど多様なボランティア活動を促進するとともに、ボランティア人材の育成に努めます。

2 地域の助け合いの組織づくり

(1) 地域における見守り体制の支援

社会連帯の精神に基づき、地域における見守り体制の充実・強化を図るため、民生・児童委員などを中心とした近隣住民等が参加するふれあい活動推進チームを活用し、情報交換と見守り活動の組織づくりを促進します。

(2) 地域福祉団体活動の促進

社会福祉協議会をはじめとした地域福祉団体の福祉活動や町民相互の支え合い、助け合い活動を支援し、福祉社会づくりを促進します。

また、団体相互間の連携を促進し、地域ぐるみで福祉のネットワークづくりを図ります。

3 福祉のまちづくりの推進

(1) バリアフリーのまちづくり

すべての人が社会参加できる環境づくりのため、バリアフリーのまちづくりを推進します。このため、公共施設や道路において、段差の解消など障がい者が安心して外出できるよう努めます。

また、民間施設であっても公益性の高いものについては、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づいたバリアフリーの施設整備を促進します。

(2) 移動交通手段の充実

障がい者の社会参加を支援するため、福祉有償運送や福祉タクシーの利用促進を図ります。

また、外出支援の充実を図るため、自動車運転免許取得助成制度の利用促進に努めます。

3 児童福祉・子育て支援の充実

◆基本施策の展開

1 児童の健全育成

(1) 家庭教育力の向上

家庭教育などの充実を図り、児童の健全な発達を促進します。このため、講演会、研修会の充実を図るとともに、さまざまな地域活動の推進に努めます。

(2) 相談体制の充実

子育てに関する悩みが解決されるよう、子育て支援センターやボランティアによる相談業務、子育てサークルの支援の充実を図ります。

(3) 児童虐待防止活動

要保護児童対策地域協議会の機能をさらに充実させ、児童相談所等の関係機関との連携を密に図っていきます。

また、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、町、児童相談所へ通報するよう周知に努めます。

乳児家庭全戸訪問事業等により虐待のリスクのある家庭等の把握や、必要な支援を行います。

(4) 親と子の交流の推進

子育て家庭が子育ての喜びを感じ、親子の心の交流がさらにできるよう、親子によるさまざまな体験活動や、地域の人と接する機会をサポートしていきます。

2 保育の充実

(1) 保育サービスの拡充

保育時間の延長や一時保育などの充実を図るため、ニーズの把握や就労形態の調査を行います。

また、多様な保育サービスに対応できるよう、保育士の研修を行い資質の向上に努めます。さらに、幼児の心身の発達という観点から各種情報提供に努めるとともに、子どもたちがスムーズに集団生活に入れるよう、幼稚園や小学校との連携を図っていきます。

(2) 学童保育の充実

放課後児童の健全育成のため、中山、伊草小学校区における学童保育施設の充実を図ります。

また、他の学校区における学童保育のあり方について検討を進めます。

3 施設の整備・充実

(1) 児童の遊び場の整備

児童遊園地の補修などへの助成を行い、身近な遊び場の確保と維持管理の徹底を図ります。

また、平成の森公園を中心に、遊び場の充実とさまざまな遊具の設置を促進していきます。

(2) 児童館の整備促進

地域において児童が遊び、学習、体験活動など、地域住民との交流ができるよう既存の施設を活用した場所の確保を推進していきます。

4 経済的・精神的支援の充実

(1) 乳幼児・児童医療費助成制度の充実

子育て家庭の経済的負担の軽減と、必要な医療が適切に受けられるよう、窓口払不要の医療機関の地域拡大等、医療費助成制度の充実を図ります。

(2) ひとり親家庭等への経済的援助の充実

ひとり親家庭などに対して、医療費の助成や教育費負担の軽減などの経済的援助の充実を図ります。

4 障がい者福祉の充実

◆基本施策の展開

1 福祉サービスの提供

(1) 在宅福祉サービスの推進

障がい者が住み慣れた家庭や地域でいきいきと安心して生活できるよう、それぞれの状況に応じた介護のための各種サービスを提供します。このため、補装具等福祉機器の利用促進、ホームヘルプサービスの拡充、デイサービス事業の推進、サポート事業の充実などに努めます。

(2) 施設利用サービスの推進

日常生活に必要な能力の向上や身体機能の向上を目的とした、機能訓練サービスの利用促進を図ります。

また、施設等において日常生活上の支援等を受ける生活介護サービスの利用を図ります。

(3) ケアマネージメント体制の整備

障がい者が必要とするサービスを適切に利用できるよう、関係機関との連絡調整を行い、充実したサービス提供体制の強化に取り組みます。

また、サービス利用を促進するにあたり必要に応じて権利擁護に関する制度を活用します。

(4) 権利擁護事業の推進

障がい者が必要なサービスを適切に利用できるよう、福祉サービス利用援助事業の充実を図ります。

また、成年後見制度を周知し利用の促進を図ります。

(5) 要約筆記者・手話通訳者の派遣

聴覚障がい者の社会活動・社会参加を促進するため、要約筆記者や手話通訳者の派遣を図ります。

また、広域的に人材の確保に努めます。

2 保健・医療の充実

(1) 各種健康診査の充実

糖尿病・脳血管疾患や心疾患など生活習慣病を起因として、障がいが発生するケースが壮年期以降に多くなることから、特定健康診査や各種検診の充実を図ります。

(2) 保健・医療体制の充実

障がいを軽減し、自立した生活を促進するため、医療費の助成や保健サービスの充実に努めるとともに、難病患者、高次脳機能障がい者の個々に対する支援に取り組みます。

3 教育の充実

(1) 療育の充実

乳幼児健診や乳幼児訪問指導等障がいの早期発見と療育への早期対応に努めます。

また、保健師等の専門職による療育相談、発達相談等療育体制の強化に努めます。

(2) 就学指導の充実

障がい児が、その個性や特性に適した教育を受けられるよう、就学前や就学後の相談・支援体制の充実を図ります。

(3) 交流教育の推進

統合保育や学校教育における交流を推進することにより、健常児と障がい児がお互いに学び合い、理解を深め、それぞれの人間性を尊重しあえるよう成長と発達を促します。

また、老人福祉施設への訪問など地域や高齢者との交流の機会の充実に努めます。

4 社会参加活動の促進

(1) 生涯学習の充実

町民「1人1学習、1人1スポーツ、1人1ボランティア」という町の生涯学習の考えのもと、障がい者の生活を豊かで潤いのあるものにするため、生涯学習、文化活動やスポーツ・レクリエーションなど、障がいのある人もない人も共に楽しむことができる機会の充実に努めます。

5 就業・就労の促進

(1) 就業機会の充実

公共職業安定所（ハローワーク）と連携を強化し、障がい者の雇用の促進や就業機会の確保に努めます。

また、事業所の法定雇用率の達成など雇用啓発運動の強化を図ります。

5 高齢者福祉の充実

◆基本施策の展開

1 在宅福祉サービスの充実

(1) 介護保険制度の充実と推進

介護保険制度を適切に運営するため、高齢者などに制度の普及・啓発など理解を広めていきます。

また、制度の点検、評価などを実施し、介護サービスの充実に努めていきます。

(2) 認知症の高齢者対策

認知症の予防対策として健康増進事業における健康教育・健康相談・指導訪問等による生活習慣病予防を強化するとともに、特定健診等による早期発見に努めます。

さらに、閉じこもり等地域の中での孤立予防と認知症の重症化防止に取り組みます。

(3) ひとり暮らし高齢者対策

ひとり暮らしや虚弱な高齢者が安心して生活が送れるよう、民生委員や地域住民グループなどと連携を図り、見守り活動を通して、閉じこもり等を予防することを目的とした、いきいきサロン活動などを推進していきます。

また、給食・配食サービス事業の検討や緊急通報システムの設置などの充実に努めます。

(4) 家族介護者の支援

高齢者を介護している家族に対して、家庭での介護から一時的に開放し、介護者相互の情報交換や介護研修を図るとともに、リフレッシュ事業への参加の促進に努めます。

(5) 保健・医療・福祉の連携

高齢者が安心して元気に暮らしていくには、保健、福祉、医療サービスが包括的に受けられる体制づくりが望まれます。

また、介護予防の点においても関係機関が連携を取りながら一体的に情報を共有していくことが必要です。このため、医師会、歯科医師会等との連携強化に努めます。

2 健康・元気・生きがい対策の推進

(1) 交流団体への活動支援と就労・社会参加の促進

老人クラブや各種サークル活動は、自らの老後を健全で豊かなものにするための自主的な組織であり、クラブが行う地域活動などに対し支援を行い、高齢者の生きがいづくりを促進します。

また、シルバー人材センターについては、その理念である共働・共助・自主・自立を正しく理解し、働く意欲のある会員の拡大と会員の就業機会の確保・拡大に努め、高齢者が生きがいをもって地域社会に貢献できるよう支援していきます。

(2) 生涯学習の推進

高齢者の生きがい対策の一環として、多様なニーズに対応した生涯学習活動の促進を図ります。

また、生涯学習活動を地域づくりへ発展させるため、学習機会の提供を図り、高齢者の社会参加活動を支援します。

(3) ふれあいと世代間交流の機会拡大

老人クラブや子ども会などによる世代間交流の充実を図ります。

また、小・中学校の空き教室の活用について検討します。ふれあい芸能大会や敬老の日ふれあい事業などを開催し、交流機会の拡大を図ります。

(4) 健康づくりの支援

高齢者の健康づくりを支援するため、認知症や介護予防のサポーター養成研修などの充実を図ります。

また、これらの情報提供に努めます。

6 青少年の健全育成

◆基本施策の展開

1 推進体制の充実

(1) 地域ぐるみの活動の推進

青少年の健全育成を図るため、家庭や学校、地域社会が一体となった活動の推進を図ります。

また、地区別に研修会などを開催し、地域ぐるみでの活動を推進します。

(2) 青少年指導者の養成・確保

青少年活動を支える青少年指導者を養成するとともに、青少年育成推進員協議会や青少年相談員協議会の活動に対して支援します。

2 非行防止の推進

(1) 社会環境の浄化

青少年の非行を防止するとともに犯罪への関与を防止するため、街頭での巡視活動の推進、有害図書等自動販売機の撤去の推進を図ります。

3 社会参加活動の推進

(1) ボランティア活動の促進

青少年が地域社会との関わりを持つようにするため、中学生や高校生がボランティアを体験できる機会の充実を図ります。

(2) 国際感覚の養成

次代を担う人材の育成を図る一環として、各種海外派遣事業への参加の促進を図ります。

7 社会保障の充実

◆基本施策の展開

1 国民健康保険

(1) 医療費適正化の推進

国民健康保険資格の適用適正化及び診療報酬明細書の点検（レセプト点検）の強化を図ります。

(2) 国民健康保険財政の健全化

国民健康保険財政の健全な運営を図るため、保険税の適正な賦課徴収、収納率向上対策の強化、制度の積極的な広報などを推進します。

(3) 特定健康診査・特定保健指導の推進

特定健康診査の受診率向上を図るため、健診の周知及び受診勧奨を徹底します。

また健診の結果説明会を実施し、特定保健指導への利用につなげ、利用率の向上を図ります。

2 国民年金

(1) 対象者の把握推進

国民年金制度の理解を広め、未加入者の加入勧奨を図ります。

(2) 保険料の収納確保

国民年金保険料の収納を確保するため、納付の奨励、口座振替・前納制度の推進、積極的な広報活動などに努めます。

(3) 相談・指導の充実

国民年金制度について受給説明会などを開催し、制度の適正な運用に努めます。

3 介護保険

(1) 制度内容の充実

介護保険制度の周知を図るため、積極的な広報活動を推進します。

また、介護保険事業計画の定期的な見直しや保険事業の進行管理の徹底に努め、制度の充実を図ります。

(2) サービス供給体制の確保

介護サービス提供事業者との連携を図り、高齢者の多様化するニーズに対し、必要なサービスが適正に提供できるよう体制づくりを推進します。

(3) 相談・情報提供体制の確立

介護保険及び介護サービスについての相談に応じるとともに適切な情報を提供するため、地域包括支援センターの機能と行政窓口の充実に努めます。

4 低所得者支援

(1) 調査・相談・指導の充実

低所得世帯の抱える諸問題について、民生委員による調査・相談、ケースワーカーによる調査・相談・指導の充実に努めます。

(2) 生活保護の適切な対応

実態に即した保護の適正な対応に努めます。

(3) 各種貸付金制度の活用

生活困窮家庭の生活の安定を図るため、生活福祉資金貸付制度などの活用を促進します。

第 2 章

美しい景観・自然が守られるまちづくり

【自然環境・生活環境】

1 循環型社会の形成

◆基本施策の展開

1 環境政策の総合的な推進

(1) 環境保全条例の制定

総合的な環境政策を推進するため、環境保全条例の制定を目指します。

(2) 再生可能エネルギーの導入促進

太陽光発電など、クリーンで再生可能な自然エネルギーの導入促進に対する普及・啓発を図ります。

2 環境への負荷の低減

(1) 省エネ・省資源対策

現状の環境を維持するため、町民の生活行動や社会経済活動での環境への負荷を再生可能な範囲とするよう、省エネルギー・省資源対策の推進を図ります。

また、物品の調達にあたってはグリーン購入の考え方の導入を図ります。

(2) 環境にやさしい公共事業

生態系への配慮をはじめとした環境にやさしい公共事業の実施に努めます。

また、公共事業を行う際の環境配慮ガイドラインの制定を推進します。

(3) CO₂削減に向けた啓発

地球温暖化対策を推進するため、CO₂などの温室効果ガスの排出抑制に向け、町民や事業者に対する啓発を推進します。

3 自然環境の保全

本町の豊かな自然環境を保全・創造していくため、自然環境全般にわたる保全対策の計画的な推進を図ります。

また、多自然型川づくりや親水公園の整備など、人と自然にやさしい水と緑のネットワークづくりを推進します。

4 環境学習の推進

(1) 学習活動の推進

環境問題への関心を高めるため、学校教育や社会教育活動において環境教育を推進します。

また、生涯学習における環境学習のメニューの充実を図り、意識の高揚を図ります。

2 ごみ処理の充実

◆基本施策の展開

1 ごみの減量・再資源化

(1) 収集・運搬体制の整備

収集の効率と分別の種類との整合を図るとともに、利用者による集積所の管理を推進します。

また、粗大ごみの戸別収集の充実を図ります。

(2) 分別排出・リサイクルの推進

ごみの減量化を進めるため、リデュース（資源の消費の抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の3R運動の推進をします。

再利用や再資源化を図るため、ごみの分別排出の徹底と各家庭での生ごみの資源化を含めたリサイクル活動の推進をします。

また、資源の有効な利用の促進に関する法律などによるごみの分別徹底を図ります。

(3) 事業者・製造者・販売者の責任の明確化

事業者、製造者、販売者それぞれの責任を明確にすることにより、リサイクルの推進を図ります。

(4) 農業分野との連携

農業用廃ビニールなどの適正処理の指導を進めます。特に、塩化ビニールは野焼きなどによって毒性が強く、また、環境ホルモンの問題も指摘されているダイオキシン類を発生することから、監視指導の強化を図ります。

2 ごみ処理の適正化

(1) 中間処理施設の整備

環境センターの中間処理施設については、処理能力 40t/8 h の焼却施設、処理能力 10t/5 h の不燃物処理施設、処理能力 1.5 t/5 h の容器包装処理施設があり、これらの施設の適切な維持管理及び施設の計画的整備を進めます。

(2) 最終処分量の減量化

リデュース（資源の消費の抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の3R運動を推進し、ごみの減量化を図るとともに適正なごみ処理を行い、最終処分量の減量化を進めます。

(3) 費用負担の適正化

ごみ収集の有料化（排出者の負担）を検討します。

(4) ごみ処理広域化の推進

近隣市町村と連携を図り、ごみ処理業務の広域化を推進します。

(5) 不適正処理対策

不法投棄やごみの野焼きなど、ごみの不適正な処理を防止するため、関係機関と連携を密にして監視・指導の強化を図ります。

3 公園・緑地の整備

◆基本施策の展開

1 公園の整備

(1) 平成の森公園等の維持管理の充実

平成の森公園等については、計画的な維持管理の充実に努めるとともに、利用促進を図ります。

また、バラの小径については、適正な管理を実施し、その維持に努めます。

(2) 住区基幹公園等の整備

身近な生活圏における街区公園、近隣公園などの計画的な整備を進めます。

また、公園の適正配置に努めます。

(3) 池沼を生かした公園整備

本町の特色ある公園として、梅ノ木貯水池など池沼を生かした公園の整備を検討します。

2 緑地の保全

(1) 屋敷林等の保全

屋敷林などは、本町の特徴ある農村景観を形成する要素となっており、「ふるさとの森」、屋敷林、生け垣などの保全に努めます。

また、保存樹木の指定を推進し、保全対策の充実に努めます。

(2) 河川敷の緑の保全

四方を囲む河川を中心に、自然の生態系を保存する国土交通省による三ツ又沼ビオトープの整備事業や、荒川太郎右衛門地区自然再生事業などの普及啓発及び促進を図り、豊かな緑の保全に努めます。

また、ごみの野焼きや不法投棄などの監視を強化し、河川環境の保全に努めます。

(3) 桜づつみの整備充実

幹線道路の整備事業と連携し、安藤川沿いへの桜の植樹を継続するとともに道路事業完了後には公園の整備を図ります。

また、既存の桜づつみについては適正な維持管理を継続します。

3 緑化の推進

(1) 緑化推進計画の策定

総合的、体系的な緑化の推進のため、その基本となる緑化推進計画の策定を推進し、質の高い緑豊かなまちづくりを図ります。

また、この計画を基本に、水と緑のネットワークづくりや地域による自主管理ルールの確立などを図ります。

(2) 公共施設等の緑化

公共施設の整備時には、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例及び町の開発指導要綱に基づき、緑化率を最大限確保することを図ります。

また、公共工事などに際しては、樹木保全などのルール化を進め、貴重な緑の保全を図ります。

(3) 緑化の普及

地区計画や緑地協定の普及啓発及び締結などを推進し、工場・事業所・住宅地の緑化を図ります。

また、一定規模以上の開発行為については、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例や町開発指導要綱により、緑化の推進に努めます。なお、既存の地区計画区域については、適正な運用により緑化の促進及び維持を図ります。

(4) 緑化活動の推進

花いっぱい運動など、町民が主体的に行う緑化活動については、町有地の提供などを積極的に進めます。

4 河川の整備

◆基本施策の展開

1 河川の整備

(1) 一級河川の整備・促進

本町の四方を囲む荒川、市野川、入間川、越辺川については、治水対策を重点に整備の促進を要請していきます。また、必要に応じてスーパー堤防の整備促進を図ります。

安藤川は、主要な内水排除の河川としてその機能の強化を図るため、河川改修(上流区域)を積極的に促進していきます。

さらに、横塚川についても、整備の促進を図ります。

(2) 小規模河川の整備

小規模河川については、たん水防止のための排水路として整備を推進し、住環境の改善・生産性の向上を図ります。

(3) 河川空間の親水化

川の広場の整備を推進し、河川空間の親水化を図ります。

また、四方の一級河川は荒川太郎右衛門地区自然再生事業や三ツ又沼ビオトープの整備事業などを促進します。

2 河川環境の保全

(1) 河川環境の保全

四方を取り囲む河川の自然環境は、本町の資源であり、原風景ともなっており、これらの環境の保全を図ります。このため、河川の整備にあたっては、多自然型の工法の採用やビオトープの整備を促進します。

また、町民と協働による水辺空間の保全に努めます。

(2) 水質の保全

公共用水域の水質の保全のため、公共下水道の整備を推進するとともに、水洗化率の向上を図ります。

また、公共下水道整備区域外における生活排水対策として、小型合併浄化槽などの普及と維持管理の徹底を図ります。

(3) 流量の維持

河川の流量を確保するため、上流域における保水対策などの推進を図ります。

5 農村集落の環境整備

◆基本施策の展開

1 総合的な生活環境整備

(1) 田園環境の維持・保全

良好な環境や生活文化を保全するため、道路、排水などの整備や屋敷林や生け垣の保全、地域コミュニティの育成を図ります。

また、保水機能や豊かな田園景観の要素として、多様な機能を持つ農地の保全に努めます。

2 優良農地の保全と活用

優良農地の保全を図るため、農地の集約化など基盤整備の推進、担い手農家の育成に努めます。

さらに、農業が生業として成り立つよう、農業のあり方についての検討を農業者とともに進めます。

第 ③ 章

自然と調和を保ち快適に定住できるまちづくり

【都市基盤・土地利用】

1 秩序ある土地利用

◆基本施策の展開

1 土地利用計画の推進

(1) 土地利用計画の推進

土地利用構想を基本とした都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画に基づき、秩序ある土地利用の推進を図ります。

(2) 都市計画マスタープランの推進

都市計画マスタープランに基づき、詳細な土地利用計画を作成するとともに、町民参加による各地区の状況に応じたきめ細かい土地利用を推進します。

また、その実現のための仕組みづくりの構築と推進を図ります。

2 土地利用施策の推進

(1) 住宅地の供給・整備

良好な住宅地を形成するため、地区計画の導入、宅地開発指導要綱の運用の徹底を図ります。なお、新たな住宅地の整備にあたっては宅地需要などを見据えつつ、計画的な供給を図ります。

また、田園居住系地域においては、地域コミュニティ維持のために良好な住宅地の形成を図ります。

3 地籍調査事業の推進

土地の適正な管理のため、地籍調査事業の推進を図るとともに、国から移管された長狭物についても適切な対応を図ります。

2 市街地の整備

◆基本施策の展開

1 既存市街地の整備

(1) 地域に即した開発・整備の検討

既存の市街化区域のうち、低未利用地については、地域の実情に即した開発・整備の推進及び検討を進め、良好な市街地の形成を図ります。

(2) 工業地の整備

既存の工業団地は、周辺地域の土地利用との整序を図りつつ、その環境の保全を進めます。

また、工業地にありながら住工混在の土地利用となっている地区については用途純化を図るとともに、土地利用の整序により、良好な市街地の形成を図ります。

(3) 快適な住環境の拡充

住宅地としての利用が進んでいる地域においては、地区計画制度により良好な住環境を誘導し、未利用地の宅地化の促進を図ります。

また、道路や公園などの公共公益施設の適性配置を進めます。

2 新市街地の整備

(1) インターシティプランの推進

首都圏中央連絡自動車道の交通利便性を生かした川島インターチェンジ周辺地域の整備を図ります。

(2) 国道 254 号沿道土地利用の推進

国道 254 号沿道については、川島インターチェンジ周辺地域の土地利用との整合を図りつつ、都市的土地利用への転換を推進します。

(3) 工業系土地利用の誘導

市街化調整区域においては、地域振興のための工業的土地利用の導入を検討します。

3 魅力ある公共空間の創出

(1) 良好な景観の形成

埼玉県景観計画に基づき、それぞれの地域の特色を生かした景観の形成を推進し、魅力的な住環境の創出を図ります。

(2) 屋外広告物の適正な設置の指導

埼玉県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の適正な設置を指導・誘導し、良好な景観の形成と魅力的な住環境の創出を図ります。

3 住宅・住環境の整備

◆基本施策の展開

1 居住水準の向上

(1) 地域特性にあった住宅整備

都市的地域や農村的地域それぞれの住環境や地域景観にあった住宅の整備を促進します。

2 良好な住宅の確保

(1) バリアフリー型住宅の整備促進

高齢者や障害者などにやさしい住宅の整備を促進し、県などの制度融資の普及啓発を行うとともに、町独自に整備への支援を検討します。

(2) 省エネルギー型住宅の整備促進

環境にやさしい住宅の整備を促進し、県などの制度融資の普及啓発を行うとともに、町独自に整備への支援を検討します。

(3) 耐震性の強い住宅整備の促進

国、県の制度融資の普及啓発に努めるとともに、町独自の支援を行います。

また、住宅など建築物の耐震化を促進し、地震災害に強いまちづくりを進めます。

3 住環境の整備

(1) 水と緑豊かな住環境の整備

緑化の推進や水環境の形成、生活道路の整備などを推進し、良好な住環境の形成を図ります。なお、整備にあたっては、地域の特色が出せるよう、町民参加による住環境づくりの方向を検討していきます。

4 上水道の整備・充実

◆基本施策の展開

1 水の安定供給

(1) 水資源の確保

町民が安心して美味しく飲める水道水の供給を目指すとともに、何時でも何処でも安定的に生活用水を確保するために、施設整備の充実を図ります。

また、水道は自然界における水循環に依存していることから、節水等の水利用の合理化、地盤環境の保全のための表流水の利用促進に取り組みます。

(2) 維持管理の充実

吹塚浄水場の施設整備を計画的に更新し、安心・安定した給水に努めます。

また、洗管作業を実施し、水質確保の充実を図ります。

(3) 水道経営の安定化

経営・管理のコスト縮減を行い、施設・経済効率を図るとともに、未収金対策を強化し、水道料金の適正化を推進します。

(4) 広域的水道の整備

埼玉県水道広域化協議会の発足に伴い、各水道事業体と連携して、広域化を推進します。

5 生活排水・雨水処理の充実

◆基本施策の展開

1 下水道の整備

(1) 雨水幹線の整備推進

市街地の浸水対策として、雨水幹線の整備を促進します。

汚水認可区域の整備は概ね完了しましたが、雨水認可区域については、浸水対策の充実を図るため、主要な雨水幹線の整備を計画的に進めます。

(2) 公共下水道施設の維持管理

定期的・計画的に点検や調査を行うとともに、維持管理計画を策定し、公共下水道施設の維持管理を図ります。

(3) 受益者負担の適正化

下水道会計の健全な運営のため、使用料の適正化を図ります。

(2) し尿処理施設の維持管理

し尿処理施設の良い維持管理を進めます。

また、施設管理計画を策定し、計画に沿った長期的な維持管理対策を図ります。

2 公共下水道整備区域外の排水処理事業の推進

(1) 小型合併処理浄化槽の設置・維持管理の促進

公共下水道整備区域外については、小型合併処理浄化槽の設置などを促進します。

また、浄化槽の維持管理の徹底を図るため、管理システムの確立を図ります。

3 し尿処理の充実

(1) 公共下水道の整備

公共下水道汚水整備計画の市街化区域内を完了させるとともに、供用区域（処理区域）の水洗化率 100%達成を目指します。

6 道路の整備

◆基本施策の展開

1 総合的な道路交通網の整備

(1) 道路交通体系整備 10 か年計画の策定

首都圏中央連絡自動車道（川島インターチェンジ）が開通したことに伴い、長期の道路交通体系のあり方を検討し、事業計画レベルでの計画を立案し、その実現を目指します。

2 広域幹線道路の整備

(1) 首都圏中央連絡自動車道アクセス道路の整備促進

インターチェンジの開設にあわせてアクセス道路の整備をより促進します。

(2) 国・県道の整備促進

県道については、日高川島線の全線2車線化、鴻巣川島線の全線歩道整備、川越栗橋線のバイパス化、県道交差点の改良、都市計画道路の整備促進を要請していきます。

3 幹線道路の整備

(1) 1・2級町道の整備

幹線町道の整備を計画的に実施するとともに、歩行者が安心して歩ける歩道付きの道路整備を推進します。

(2) 計画幹線道路の都市計画決定推進

都市計画道路の事業化を促進するとともに、新たな都市計画道路の決定を行い、整備の推進を図ります。

4 生活道路の整備

(1) 計画的な生活道路の整備

町民の日常生活に重要な生活道路については、計画的な改良、舗装・修繕を推進します。

また、生活に密着した道路網（ネットワーク）の整備を進めます。

(2) 歩行者・自転車のための道路整備

公園や文化財、公共公益施設、レクリエーション拠点などを結ぶ緑道網や歩行者・自転車専用道路の整備を推進します。

5 橋梁整備

(1) 橋梁整備の促進

川越から桶川に通じる道路の整備を促進するとともに、あわせて冠水橋の永久橋化を促進します。

また、国道254号の渋滞を解消するため、新たな橋梁の整備について検討を進めます。

6 道路環境の整備

(1) 道路管理の充実

町道の適正な維持管理を行います。このため、道路台帳による管理の充実を図り、計画的な整備を行います。

(2) 交通安全施設の整備

交通弱者である高齢者や児童生徒などの安全確保を図るため、高齢者施設周辺や通学路などへの交通安全施設の整備を重点的に行います。

また、日常の暮らしに深くかかわる生活道路については、体系的な位置づけを行い、事故防止のための安全整備を推進します。特に、自動車交通量の多い幹線道路については、歩車分離の徹底を関係機関に要請していきます。

(3) 道路の緑化推進

道路を快適な環境とするため、街路樹や植樹帯の整備に努め、緑化の推進を図ります。

7 公共交通機関の充実

◆基本施策の展開

1 公共交通の充実

(1) 公共交通の総合的検討

本町における唯一の公共交通機関であるバス交通について、定期路線の維持、本数の増便等を考慮しつつ、今後のあり方について検討を進めます。特に、少子高齢化が進む中での公共交通のあるべき姿について検討を行います。

また、デマンド交通や目的地直行バスの検討を進めます。

(2) バス路線網の整備・拡充

バス交通については、定期路線の維持、運行時間の延長などの促進を図るとともに、環境対応型バスや福祉対応型バスへの切り替えに対する要請・支援を行っていきます。

また、停留所の整備を進め、サイクル・アンド・バスライド等の普及を図ります。

2 その他の交通機関の誘致研究

軌道交通については、周辺市町村との協調による国や県に対する要望や、関連企業への誘致活動を進めます。

第 4 章

活力ある産業のまちづくり

【農業・商業・工業・観光】

1 新しい産業の振興

◆基本施策の展開

1 産業間の連携の促進

(1) 将来ビジョンの策定

産業の活性化を図るため既存の産業を振興するとともに、異業種間の交流や連携を図り、新しい産業の創出に努め、産業振興を支援するためのビジョンを策定します。

(2) 異業種間交流の推進

産業の活性化を図るため、異業種間の交流を推進します。

2 川島町の魅力を伝える商品の生産

(1) 特産品づくりの推進

地域風土にあった特産品づくりの推進を図ります。このため、農業商工祭などのイベントを通じ、消費者ニーズの把握、普及啓発を推進します。

(2) 地場産加工品の開発

地域風土にあった特産品を生かした加工品の開発の検討を進めます。

2 農業振興と農地保全

◆基本施策の展開

1 農用地の保全

(1) 優良農地の確保と高度利用

総合的な土地利用構想のもとに優良農地を優先的に確保するよう努めます。それとともに農地の有効利用を図るため、農地の利用集積を積極的に推進し、意欲ある担い手農家や生産組織への集約化を推進します。なお、その他の農用地については、土地利用管理のしくみづくりを検討します。

(2) 農地の集団化の推進及び排水路整備の推進

農地の集団化を図り、土地の有効活用を検討します。

また、農用地の冠水を防ぐため、排水路の系統的整備を図ります。

(3) 有機農業の推進

食生活の変化に対応する中で、化学肥料や農薬の普及により生産性が向上した反面、生態系への影響なども懸念されてきているため、減化学肥料・減農薬や家畜ふん尿などの堆肥を利用した有機農業を推進します。このため、フェロモントラップの設置、天敵などを利用した害虫防除の推進をします。

(4) 休耕地バンクの検討

農業従事者の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地（遊休農地）が年々増加しています。この耕作放棄地を登録し、意欲ある担い手農家などへの仲介等行う休耕地バンクの設置を検討します。

2 農業経営の合理化

(1) 地域水田農業ビジョンの推進

水田農業の振興を図るため、主要な作物である稲作において、良質な米づくりの研究を進めます。

また、いちごをはじめとした施設園芸などの複合経営化の促進を図ります。

さらに、自給率の向上と水田の効率的利用を図るため、麦・大豆などの作付けの推進と団地化の推進を図ります。

(2) 流通機構の充実

需要の動向に対応した組織的な生産出荷体制の整備を進める一方、需給対応が計画的かつ自主的に行える産地としての育成を図るため、農協を中心とした一元組織の整備と集出荷施設の効率的利用を推進します。

また、直売所との連携を図り、流通機構のネットワーク化の整備促進を図ります。

(3) 農業生産組織などの育成

農業生産の受委託を普及するため、作業受託集団の育成を図るとともに、個別農家からの委託の実施を促進します。

また、農業の法人化など、より進んだ農業経営体の育成及び農業支援システムの構築を検討します。

(4) 畜産経営環境の整備

畜産の振興を図るため、飼育環境の整備を進めるほか、機械施設の導入を支援するとともに、飼料の安定確保を促進します。

また、有機農業との連携を図り、循環型農業の確立を促進します。

(5) 農業後継者の育成

農業の担い手の育成を図るため、認定農業者などの担い手農家の育成を図るとともに、後継者、新規就農者の確保・育成を図ります。このため、農業経営改善支援センター・就農相談窓口の設置、充実を図るとともに、積極的に各種研修会等への参加を促進します。

(6) 情報提供の充実

農業情報の充実を図り、農家の必要に応じた情報の提供、情報発信などシステムの構築を図ります。

(7) 地産地消の推進

近年、農産物に対する安全・安心志向の高まりや、生産者の直接販売の取り組みが進む中で、消費者と生産者を結びつける地産地消への期待が高まっていることから、地場農産物の販売や学校給食での利用などを中心とした地産地消を推進します。

3 農村環境の整備

(1) 生活環境施設の整備

集落地域における生活環境の整備を図るため、道路や下水処理、排水路など生活基盤施設の整備を促進します。

また、集会施設などの整備を支援し、農村コミュニティの活性化を図ります。

(2) 都市・農村交流の推進

都市近郊型農業の確立を図るため、都市住民との交流を通じた市民農園、体験型農業の推進など、都市と農村の交流を推進します。

3 商業の振興

◆基本施策の展開

1 商業地の形成

(1) 中心商業地の形成

住民の多様なニーズに対応するため、インターチェンジ周辺の大規模店舗などを中心とした町の商業拠点の形成を図ります。

(2) 沿道商業地の形成

国道 254 号や主要幹線道路等の沿道に、駐車場を備えた店舗の誘致ならびに、適正業種の誘導を図ります。このため、立地誘導方策について検討を進めます。

(3) 企業誘致の体制整備

企業や金融機関などの動向を把握し、積極的な企業誘致活動を展開します。

また、町の受入れ体制の充実を図ります。

2 経営面の支援

(1) 販売促進事業の支援

既存の商業の振興を図るため、町独自の消費拡大策を商工会とともに検討し、共同事業などの支援の充実を図ります。

(2) 経営相談・指導体制の充実

個別の商店に対する経営相談、経営指導の充実を図るため、商工会機能を強化するとともに、活動の充実を支援します。

(3) 制度融資等の利用促進

経営の近代化などを促進するため、制度融資の利用促進を図ります。

4 工業の振興

◆基本施策の展開

1 適正な工場配置

(1) 物流・工業団地の整備推進

川島インターチェンジ周辺地域に首都圏中央連絡自動車道の交通利便性を生かした産業（工業・物流）団地の整備・拡充を図ります。

また、東部地域への地域振興のための工業団地の整備を検討します。

(2) ミニ工業団地等の整備推進

工業地の住工混在の解消を図り良好な市街地を形成するため、周辺の市街化調整区域にミニ工業団地の整備を検討します。

(3) 企業誘致の体制整備

企業や金融機関などの動向を把握し、積極的な企業誘致活動を展開します。

また、町の受入れ体制の充実を図ります。

2 地球にやさしい工場環境の整備

(1) 緑化等の推進

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、工場敷地内及び周辺の緑化を推進するとともに、緑地協定の普及啓発及び締結の推進を図ります。

(2) 事業系ごみ、事業排水の抑制指導

ごみの減量化、CO₂削減を推進するため、工場から排出されるごみの適正処理を指導するとともに、環境の時代を背景とした環境マネジメントシステムの認証（ISO14000シリーズ）の取得を要請します。

3 工業の近代化

(1) 経営相談・指導体制の充実

既存工業への経営相談・経営指導の充実を図るため、商工会機能を強化するとともに、活動の充実を支援します。

(2) 制度融資等の利用促進

経営の近代化などを促進するため、制度融資の利用促進を図ります。

5 観光の振興

◆基本施策の展開

1 観光資源の魅力向上

(1) 観光イベントの推進

景観作物や特産物などを中心にしたイベントや、町のマスコットキャラクターを活用したイベントを開催するなど、観光資源として推進し、活性化を図ります。

(2) 観光資源の発掘

町に残された貴重な自然環境を大切にし、観光農園、四季の味覚村の整備を推進するなど、町の新たな観光資源の発掘を図ります。

2 観光客の受け入れ体制づくり

(1) 観光コースの設定と整備

観光資源の調査、発掘を進めるとともに、活用方を検討し、モデル的な観光コースの設定と道路整備を推進します。

(2) 観光案内サインの整備

町内を移動しやすくするため、サイン計画に基づく整備推進を図ります。

また、町のイメージアップを図り、観光客の誘致を推進します。

(3) 観光ネットワークの推進

農業団体や商業団体との連携を推進するとともに、周辺市町村との広域観光ネットワークの充実を図ります。

また、地域の風土、生活文化を素材とした滞在型田園生活体験の導入について検討を進めます。

(4) 観光案内ボランティアの養成

町の観光を案内するボランティアを養成します。

3 情報提供の充実

(1) 情報媒体の活用と強化

町の観光を振興するため、新聞や雑誌、テレビなどのマスメディアを積極的に活用します。

また、交通機関や旅行センターなどへの広報活動を強化します。

(2) 情報収集体制の充実

観光関係施設や関係機関との連携を進め、情報収集体制の一元化と情報提供体制の充実を図ります。

6 労働環境の改善

◆基本施策の展開

1 雇用機会の拡充

(1) 雇用機会の拡充と推進

企業誘致を進めるとともに、公共職業安定所（ハローワーク）など関係機関との連携を強化することによって、雇用機会の確保に努めます。

また、町のホームページを使って、労働情報の提供を推進します。

(2) 高齢者、障害者等の雇用の促進

高齢者および障害者の就業を促進するため、公共職業安定所（ハローワーク）など関係機関との連携を強化し、雇用の促進を図ります。

(3) 女性の雇用の促進

男女雇用機会均等法の趣旨に照らし、女性の就業の促進と安定を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）など関係機関との連携を強化します。

(4) 若者の雇用の促進

おおむね 15 歳から 34 歳までの若年層が抱えるニート問題に対して、ヤングキャリアセンターなどの機関と連携を強化するとともに、ニートに対する支援を検討していきます。

2 職場環境の改善

(1) 労働条件の改善等の推進

労働条件の改善を促進するとともに、安全衛生思想の普及、啓発を図ります。

また、障がい者の雇用促進のため、施設・設備の改善が必要な場合は、助成制度などの利用促進を図ります。

さらに、女性の雇用促進のため、保育サービスの充実を図ります。

3 勤労福祉の充実

(1) 福祉制度の普及

勤労者の福利厚生の実施のため、各種福祉制度の普及と利用促進を図ります。

(2) 町民会館の活用

川島町民会館が行う福利厚生事業を推進するとともに、会館利用について積極的に広報します。

第 5 章

自己実現を支援する生涯学習のまちづくり

【生涯学習・教育】

1 生涯学習まちづくりの推進

◆基本施策の展開

1 生涯学習推進体制の充実

(1) 教育行政の計画的推進

町の教育行政を一層推進するため、川島町教育行政重点施策に係る重要な事務について外部者による点検・評価を行うとともに、その結果を議会に報告し公表します。

(2) 生涯学習推進総合計画による推進

町民の自主的な学習活動を支援するため、生涯学習推進総合計画に基づき、全町民参加による生涯学習推進活動を展開します。

(3) 推進体制の充実

川島町生涯学習推進会議を中心として、生涯学習推進のまちづくりを進めるため、組織のより一層の強化を図ります。

また、各種情報提供や相談活動を行う中心的施設として、コミュニティセンターやフラットピア川島の機能を強化します。

(4) 指導者の養成・発掘と活用

自主的な学習活動を支える指導者やボランティアの育成を図るとともに、活動団体の支援を図ります。

また、学習者が順次指導者として生涯学習活動を担うような仕組みづくりのため、研修の充実と人材登録制度を整備します。

2 生涯学習関連施設の充実

(1) 施設の有効利用

既存施設の有効利用を図るため、施設予約の効率化や広域利用の充実を図ります。

(2) 生涯学習拠点施設の充実

川島町コミュニティセンター及びふれあいセンターフラットピア川島を生涯学習の拠点施設として、必要な設備等の整備・充実を図ります。

(3) 図書館の整備・充実

生涯学習支援施設として、図書館の施設整備と蔵書の充実を推進します。

また、利用者の学習を支援するため、レファレンスサービスの充実を図るとともに、インターネットによる検索サービスの充実を図ります。

(4) 公民館の整備・充実

地域の生涯学習活動拠点である公民館は、利用状況等に合わせた施設の整備・充実を検討するとともに、施設の耐震診断等を行います。

(5) その他の施設の活用

生涯学習の総合的な支援を推進するため、学校施設や町民会館、地区集会所などの積極的な活用を図ります。

3 学習支援体制の充実

(1) 学習情報提供の充実

インターネット、広報紙、生涯学習・健康カレンダーなどを活用して積極的に学習情報を提供します。

また、参加可能な近隣市町村等の学習情報を収集し、提供します。

2 社会教育の充実

◆基本施策の展開

1 社会教育活動への支援

(1) 団体活動への支援

社会教育団体の活動を支援するため、学習支援体制の整備・充実を図ります。

(2) 個別学習への支援

個別に行われる学習活動を支援するため、情報提供と相談体制の整備を図ります。

(3) 講座等の内容の改善・充実

社会教育の講座や教室の充実を図るため、町民ニーズの把握に努め、内容の適宜見直しを行います。

また、事業評価や新しい事業開発への町民参加を推進します。

2 世代に応じた教育の充実

(1) 青少年教育の充実

社会への参加意識を向上させるため、地域子ども教室や子ども会活動等を推進し、ふるさと学習の充実やボランティア意識の醸成を図ります。

また、さまざまな体験ができる青少年交流事業を推進します。

(2) 成人教育の充実

自主的な生涯学習活動を推進していくため、多様な学習講座や教室等を充実させるとともに、学習支援体制の整備を推進します。

(3) 高齢者教育の充実

高齢化社会の進展に伴い多様化する学習ニーズに対応するため、学習講座や教室等を充実させるとともに、自主的な学習を推進するため、指導者の育成等を図ります。

3 世代を超えた教育の充実

(1) 家庭教育の充実

家庭教育の充実を図るため、学校や地域と連携し、世代に応じた講座や研修会等を開催します。

(2) 環境学習の充実

地球規模での環境問題への理解を深める学習や、循環型社会に対応できるような学習の充実を図ります。

(3) 情報学習の充実

コンピュータの利用やインターネットの安全な活用方法など、高度情報化社会に対応するための講座を実施します。

(4) 地域福祉社会に関する学習の推進

地域ぐるみの福祉を推進するため、少子高齢社会に関する認識を高めるとともにボランティア意識の啓発に努めます。

(5) 人権・同和教育の推進

基本的人権尊重の精神を高めるための啓発や、指導者の育成を図り、研修会などを通して差別意識の解消に努めます。

3 幼児・学校教育の充実

◆基本施策の展開

1 幼児教育の充実

(1) 施設・設備の充実

幼稚園教育の充実を図るため、施設設備等の充実を図ります。

(2) 教育内容の充実

幼稚園教育の充実を図るため、教育体制の充実に努め、職員の資質向上を図ります。
また、地域に開かれた幼児教育のセンターとしての機能を充実できるよう努めます。

(3) 関係機関等との連携

教育の充実を図るために家庭や保育園など関係機関との連携強化に努めます。

(4) 幼保一元化の検討

少子化に伴い、幼稚園と保育園の機能を合わせもつ、認定こども園等の幼保一元化について検討します。

2 学校施設の充実

(1) 小・中学校施設の整備・充実

新しい教育環境に合致した学校施設の整備充実を図ります。

(2) 学校給食センターの充実

給食センターの施設・設備の充実を図るとともに、合理的な給食運営形態を検討し、施設等の管理運営の適正化に努めます。

3 教育環境の整備

(1) 学校安全性の向上

学校施設の安全を確保するために、環境衛生管理としてのシックスクール対策や不審者などに対して、スクールガード・リーダーや川島見守り隊を中心とした、地域ぐるみの安全体制を確立するとともに、必要な施策を推進します。

(2) 学校規模の適正化の検討

少子化に対応し、学校規模の適正化を図るため、地域の住民の意見を基に、統廃合について検討します。

(3) 教育機器等の充実

コンピューター機器を活用した教育の充実を図るため、基盤となるコンピューター設備などの充実を図るとともに、教職員の資質向上に努めます。

そのほか、教育内容の充実を図るため、各種教材などの充実に努めます。

(4) 教育相談の充実

児童・生徒の悩みなどに的確に対応できるよう、相談体制の充実に努めます。

(5) 学校図書館の充実

学校図書室における図書の計画的整備と町立図書館との連携を図り、児童・生徒の読書活動の充実を図ります。

4 地域に開かれた学校づくり

(1) 地域との連携の推進

教育の充実のため、地域の人材や環境などを活用した教育を推進します。

また、学校応援団の組織化と活性化を図ります。

(2) 学校評議員制度の推進

地域社会に開かれた学校づくりの推進を目指し、学校運営について、外部の助言及び評価を行うことにより、改善を図ります。

5 教育方法の充実

(1) 教職員の資質の向上

新しい時代に適合した教職員を育てるため、自己啓発と研修の充実を図ります。

(2) 指導内容の充実

新学習指導要領に基づく指導内容の充実を図るため、個性を生かす教育の推進や道徳教育の充実・推進、言語力の充実などに努めます。

6 教育内容の充実

(1) 情報教育の推進

コンピューターや電子黒板等のデジタル機器を利用した学習指導の充実を図ります。

(2) 国際理解教育の推進

英語指導助手（AET）の適切な配置を図り、英語教育の充実を図るとともに、あわせて異文化間理解の促進を図ります。

また、国際交流事業の推進を図ります。

(3) 環境教育の推進

環境教育の充実を図るため、身近な自然を教材に活用するとともに、循環型社会の認識を高める教育とその実践の推進を図ります。

(4) 福祉教育の推進

社会連帯の精神の普及を図り、安心して暮らせる福祉社会づくりを進めるため、少子高齢社会に関する認識を高めるとともに、ボランティア意識の啓発に努めます。

(5) 心の教育の推進

郷土意識の高揚や伝統文化の継承などの豊かな体験活動や命を大切にする心を育む教育の推進を図るとともに、ふるさとを大切にする教育の推進を図ります。

(6) 特別支援教育の推進

一人ひとりの特性や可能性を活かし、社会的な自立のための教育を推進するとともに、障がい児一人ひとりの要望への対応の推進を図るため、特別支援教育の充実に努めます。

(7) 人権・同和教育の充実

社会教育との連携による人権教育の推進を図り、差別意識の解消に努めます。

(8) 食育の推進

豊かな人間性と生きる力を身につけていくため、子どもたちに食育をとおして、心身の成長と人格の形成を図ります。

(9) 平和教育の推進

人間としての命の尊さを学ぶため、平和教育を推進します。

4 スポーツ・レクリエーションの充実

◆基本施策の展開

1 スポーツ施設の整備・充実

(1) スポーツ施設の整備・拡充

スポーツ活動を支援するため、既存施設の整備・充実を推進し、使いやすさと安全性の向上を図ります。

(2) 学校体育施設の開放の推進

地域における生涯スポーツを促進するため、各地区学校体育施設の効果的な活用を推進します。

(3) 施設の広域利用の推進

スポーツ施設の広域的な相互利用を推進し、利用者のサービス向上を図ります。

2 スポーツ・レクリエーションの振興

(1) 各種行事、スポーツ教室の開催

さまざまな世代が集い、交流を図れるスポーツ行事を推進します。

また、生きがい対策や健康増進につながるスポーツ教室等を開催します。

(2) 地域スポーツ活動の推進

地域生涯学習活動の拠点である公民館と連携し、各地域におけるスポーツ活動を推進します。

また、既存の施設等を活用した、総合型地域スポーツクラブの設置を推進します。

(3) 指導者の育成、研修の充実

スポーツの振興を図るため、体育指導委員やスポーツ少年団指導者などの資質の向上を図ります。

また、各種スポーツ・レクリエーション団体の指導者の育成を図ります。

(4) 国際交流の推進

スポーツを通じた国際交流の推進、国際理解の促進を図ります。

3 スポーツ・レクリエーション団体の育成

(1) スポーツ団体の育成

町内のスポーツ活動を推進する中心的な組織である川島町体育協会の組織の充実、強化を図り、生涯スポーツの振興に努めます。

(2) スポーツ少年団の充実・強化

スポーツ少年団活動の活性化を図るため、指導者の育成をはじめとした組織の充実、強化を図ります。また、スポーツ活動を通じて青少年の体力向上の推進に努めます。

(3) レクリエーション団体の育成

気軽に取り組めるスポーツとして、レクリエーション活動を推進するとともに、活動団体の支援と指導者の育成等を推進します。

(4) その他の団体の育成

各種スポーツ種目ごとにグループの育成を支援します。

5 芸術・文化の振興

◆基本施策の展開

1 文化活動の振興

(1) 文化活動の促進

さまざまな文化活動の発表の場として中央文化展等を開催し、活動意欲の増進を図るとともに、日常的な活動を支援するため、情報提供などの充実に努めます。

(2) 文化団体の育成

本町の文化活動の中心的な役割を担っている川島町文化協会の充実に努めるとともに、その他の団体の育成に努めます。

2 文化財保護の充実

(1) 文化財の保護・活用

文化財の保護と活用を図るため、資料館の整備を検討します。

また、文化財保護意識の高揚を図り、学習者等を支援するため、文化財マップや案内板、解説資料の整備・充実に努めます。

(2) 指定文化財の維持管理の充実

文化財の所有者や管理者と連携を図り、貴重な文化財の適正な維持管理の充実に努めます。

(3) 文化財の調査・研究の充実

既存の文化財の調査・研究を行い、資料として整備するとともに、保護すべき新たな文化財の調査・検討を推進します。

(4) 郷土芸能の保存と団体の育成

誇るべき郷土の伝統芸能を保存・継承するため、保存会等の育成・支援を図り、後継者の確保を推進します。

また、後世に伝えるため、画像や資料等の保存を図ります。

(5) 文化財保護意識の啓発

文化財に関する講座や教室などをおして、保護意識の高揚を図ります。

また、学校教育において地域の歴史や文化、自然などのふるさと教育を推進し、歴史や文化を大切にする意識の啓発を図ります。

(6) 民間施設との連携

本町の重要な文化財である廣徳寺大御堂（国の重要文化財）や遠山記念館（登録指定文化財）との連携を進め、文化財学習の推進を図ります。

6 国際化の推進

◆基本施策の展開

1 国際交流の推進

(1) 青少年の国際交流の推進

青少年の国際交流を進めるため、中学生の海外派遣事業と海外児童の受入を実施します。

また、学校教育や社会教育などをおして、国際理解教育の推進を図ります。

(2) 学習機会、情報の提供

外国語講座や外国文化の紹介を進め、国際理解を進めます。

また、国際化に対応した情報提供の推進を図ります。

(3) ボランティアの育成・確保

国際交流の一環として行うホームステイ事業のホストファミリーの確保を進め、地域に根ざした交流活動の促進を図ります。

また、通訳ボランティアの育成を図り、コミュニケーションの促進に努めます。

(2) 学習機会、情報の提供

外国人にも住みやすいまちづくりを進めるため、日本文化を理解する機会を充実させます。

また、生活に関する情報提供を図るため、相談などを行うボランティア団体等の育成を支援するとともに、身近な生活相談等の場の設置を検討します。

2 外国人に親しまれるまちづくり

(1) 交流機会の推進

多くの国の文化を理解する場として、ワーカーナイトステイの受入など、交流機会の充実を図ります。

第 ⑥ 章

町民との協働でつくりあげる支え合いのまちづくり

【自治・コミュニティ】

1 自治・コミュニティの振興

◆基本施策の展開

1 コミュニティ活動の促進

(1) コミュニティ意識の高揚

地域の連帯感を醸成し、コミュニティ活動の活性化を図るため、意識啓発を推進します。

このため、コミュニティづくりと自治意識の高揚に資するよう、コミュニティに関する情報提供や地域交流事業、講座・研修会などを開催します。

(2) 活動団体への支援

コミュニティ活動の全町的な組織である川島町コミュニティ推進協議会の活動の充実を図ります。

また、区長会活動の推進、コミュニティを単位としたまちづくり活動の促進を図ります。

2 コミュニティ施設の充実

(1) 集会施設等の建設、維持・管理

コミュニティ活動の拠点となる集会所などの建設及び維持・管理についての支援の充実を図ります。

また、コミュニティ活動の場として、公共施設をはじめとしてその他の施設の利用促進を図ります。

3 地域防犯体制の充実

(1) 防犯意識の高揚

地域ぐるみの防犯活動を展開しながら、犯罪のないまちづくりを推進します。このため、地域コミュニティの振興を図るとともに、コミュニティ単位の防犯体制の強化を促進します。

また、自分たちの地域は自分たちで守るという意識の醸成に努めます。

(2) 防犯組織の強化

防犯組織の強化を図るため、地域防犯推進委員活動やこども 110 番の家協力者連絡会・川島見守り隊の充実をさらに図るとともに、交番・駐在所の警備体制の充実を要請していきます。

また、各組織と行政との連携の強化を図ります。

(3) 防犯施設の充実

安全なまちづくりを推進するため、防犯灯の整備充実を図るとともに、防犯標識などの設置を推進します。

2 男女共同参画社会の形成

◆基本施策の展開

1 男女共生意識の啓発・高揚

(1) 啓発事業の推進

男女平等、男女共同参画の意識づくりを推進するため、各種啓発冊子やパンフレットを作成するとともに、講座、講演会を開催します。

(2) 教育の推進

学校教育での男女平等教育の推進を図ります。

また、社会教育と連携しながら、家庭や地域社会での意識の高揚を図ります。

2 女性の社会参加の促進

(1) 働きやすい環境の整備

男女が共に働きやすい環境づくりを進めるため、男女雇用機会均等法など各種法制度の周知・普及を図ります。

また、家庭生活と職業生活・地域活動との両立の重要性を啓発するとともに、両立しやすい職場環境の整備を促進します。

(2) 地域社会活動での参画促進

女性も男性も共にさまざまな地域活動に参画できるよう、意識啓発の推進と環境の整備を図ります。

(3) 政策決定方針への参画促進

各種審議会委員等への登用や政策・方針の決定過程における女性の参画、管理職への登用を推進します。

3 人権の尊重

◆基本施策の展開

1 人権意識の高揚

(1) 啓発活動の推進

人権意識の高揚を図るため、広報紙や啓発資料の配布、研修会や講演会の開催など、啓発活動を推進します。

(2) 人権政策の充実

人権政策を推進するため、さまざまな差別や人権侵害を解消する体制の充実に努めます。

また、人権啓発活動ネットワークの整備や相談体制の充実を図ります。

4 交通安全の推進

◆基本施策の展開

1 道路環境整備

(1) 交通安全施設の整備

交通弱者である高齢者や児童・生徒などの安全確保を図るため、高齢者施設周辺や通学路などへの交通安全施設の整備を重点的に行います。

また、日常の暮らしに深く関わる生活道路については、体系的な位置づけを行い、事故防止のための安全整備を推進します。特に、自動車交通量の多い幹線道路については、歩車分離の徹底を関係機関に要請していきます。

2 交通安全思想の普及

(1) 交通安全教育の推進

高齢者や若者の交通事故が多いことから、これらの年代を重点に交通安全教育を推進します。

また、交通安全指導員の活動を充実・強化するため、指導員の確保と育成を図ります。

(2) 交通安全運動の推進

町民総ぐるみの交通安全運動を展開するため、警察や関係機関と連携を図り、交通安全運動を推進します。

3 被害者の援護

(1) 事故相談活動の充実

県が行う交通事故相談のより一層の充実を要請していきます。

(2) 交通災害共済制度の促進

交通事故により災害を受けた場合に見舞金を支払う相互扶助制度として、埼玉県市町村総合事務組合が運営する交通災害共済への加入促進を図ります。

5 消防・防災体制の充実

◆基本施策の展開

1 消防・救急体制の充実

(1) 火災予防対策

火災を未然に防止するとともに、万一発生した場合に的確な行動により初期消火などができるよう、防火意識の高揚などに努めます。

(2) 消防組織の充実・強化

常備消防として、消防庁舎の充実や消防資機材の整備、消防職員の確保・育成などに努めます。

また、非常備消防として、消防団員の確保・育成、詰め所の整備などを推進します。

(3) 救急体制の整備

救急医療機関への搬送体制の充実を図るため、高規格救急車両の充実、救急隊員の資質の向上を図ります。

また、救急受入体制の充実のため、医療機関の充実を関係機関に要請していきます。

2 災害に強いまちづくりの推進

(1) 総合的な防災計画

地域防災計画並びに国民保護計画を基本とした防災対策の総合的かつ計画的な推進を図ります。さらに、計画の定期的な見直しを行い、災害時に的確な対応がとれるよう危機管理対策の徹底を図ります。

また、防災関係機関との連絡調整体制の整備を図ります。

(2) 災害予防対策の充実

災害時の混乱を防ぐため、公共の防災体制の整備のみでなく、自主防災組織の充実を図るなど防災意識の高揚に努めます。

防災業務に従事する職員などの実務の習熟と実践的能力の醸成に努めるとともに、総合防災訓練への参加を促進します。

また、災害に直面した場合、訓練の成果が発揮できるように防災活動に関する技術の習得を図ります。

(3) 災害応急体制の充実

大規模災害に備え、防災行政無線を中心とした効率的な情報連絡体制の充実を図るとともに、緊急時の連絡・避難体制を充実させるため、地域単位の組織づくりを図ります。

また、災害備蓄品の質・量の充実を図るとともに、防災倉庫の整備を推進します。

(4) 災害情報伝達機能の強化

住民へ災害情報をいち早く伝達するために、防災行政無線の再整備、機能拡充を図ります。整備にあたっては、より広域的な災害に対応できる体制づくりを行い、防災力の向上を図ります。

(5) 水防体制の強化

水防対策は四方を河川に囲まれた本町の主要な課題であり、毎年度策定する水防計画に基づき、水防団、自治会組織などを中心とした水防演習の実施や排水対策の強化、防災資機材の確保など水防体制の充実を図ります。

(6) 広域防災体制の充実

災害時における相互応援協定に基づいて、比企広域市町村圏組合や川越都市圏まちづくり協議会を中心とした近隣市町村との協力関係を推進するとともに、大規模災害に対応するため、平成 17 年に相互応援協定を締結した栃木県芳賀町との連携に努め、より広域的な体制の強化を図ります。

(7) 災害時要援護者対応の充実

災害時に援護を必要とする住民を「防災カード」で把握するとともに、自らの地域は自らが守るという考えに基づいた、地域で支援する仕組みを構築し、災害時要援護者への対応を充実します。

(8) 公共施設の耐震化の推進

災害時などの有事に的確に対処するため、公共施設の耐震化について調査を行い、補強、修繕等を検討していきます。

6 消費者保護

◆基本施策の展開

1 消費生活の向上

(1) 消費生活情報の提供

町民が安心して消費生活を送れるよう、啓発パンフレットなどを通じて情報の提供に努めます。

(2) 相談体制の充実

町で行っている消費生活相談の充実を図るため、県消費生活支援センターなどの関係機関との連携を強化します。

2 自立した消費者の育成

(1) 消費者教育の充実

消費者を育成するため、消費生活セミナーの開催など、消費者教育の充実を図ります。

(2) 消費者団体の育成・支援

各種消費者団体の活動を支援するとともに、新たな団体の組織化を支援します。

第7章

町民に開かれた計画的なまちづくり

【行財政運営】

1 町民参加の推進

◆基本施策の展開

1 町民参加の環境づくり

(1) 参加意識の高揚

町民参加によるまちづくりの意識の高揚を図るため、区長会活動におけるまちづくり学習の推進を図ります。

また、地域やネットワークによるまちづくり活動の促進を図ります。

(2) 参加機会の拡充

町民と協議した結果が計画に反映できるよう、政策立案過程への町民参加についてのルールづくりを検討します。

(3) ボランティア・NPO・NGO 活動の支援

教育、福祉、環境、防災等のボランティア、NPO、NGO 活動の自主性、主体性を尊重しながら、行政とパートナーシップを確立し積極的に支援します。

(4) 自治基本条例制定の検討

協働のまちづくりを推進するため、「自治基本条例」(仮称)等の制定に向けた検討を実施していきます。

2 情報公開の推進

(1) 情報公開制度の充実

町民がまちづくりへ参加する第一歩として、また、透明で開かれた町政を推進するため、町が保有する行政情報の積極的な公開に努めるとともに、情報公開制度及び個人情報保護制度の充実を図ります。

(2) 文書管理システムの充実

文書事務は行政事務の基本であり、行政文書は住民の権利義務にも影響を与えるものであるため、ファイリングシステムを基本に正確で迅速な処理の充実を図ります。

3 広聴の充実

(1) 広聴機能の充実

これまで実施している広聴会やホームページ、広聴箱などによる広聴活動の充実を図るほか、町民ニーズを把握する新たな広聴機能の導入も検討します。

4 広報の充実

(1) 広報機能の充実

広報紙やホームページなど、さまざまな情報媒体の特長を生かした広報活動を行い、町民が町政への理解を深められるよう広報モニター制度等を活用し、広報機能の充実を図ります。

(2) 庁内体制の整備

行政情報の提供システムづくりの検討を進めます。特に、情報は必要としているときにそのタイミングで接することが重要であり、そのための仕組みを確立します。

2 行政運営の推進

◆基本施策の展開

1 計画行政の推進

総合振興計画を中心にした各種計画を基本に施策の推進を図ります。このため、実施計画などをとおして計画を具体化するとともに、実施に向けた進行管理を進めます。

2 行政改革の推進

(1) 簡素で効率的な行政運営

行政の責任領域を改めて見直し、民間企業の専門的知識を積極的に取り入れ、事務事業の抜本的な整理統合を図り、各事業の民間委託を推進します。

また、新たに生じる行政課題に即時対応するため、組織・機構の見直しを常に図りつつ、職員の意識改革と人材育成に努め、個々の政策形成能力の向上を図ります。

さらに、効率的な行政運営を行うため、行政評価制度の導入を検討します。

(2) 町民サービスの向上

行政需要が多様化している現代では、時代の流れに即応したサービスの提供が必要となります。そのため、行政からの情報提供や公開を進めるとともに、町民の意見を聞く機会を広げ、利用者の立場に立ったサービスの向上に努めます。

(3) 町民との協働による改革

地方分権の推進等により、地方自治体の自己決定権が拡大されるなかで、個性的で魅力的なまちづくりを実現するためには、町民との協働がますます重要になってきます。そのため、町民が施策や事業に積極的に参画できる体制の整備を進めます。

(4) 民間活力・ノウハウの活用推進

民間企業が有している活力や仕事のノウハウを、有効かつ効率的に活用するために、競争原理によるコスト削減を目的とした指定管理者制度の適用や民間の資金・経営能力を活用する PFI 事業の導入を検討していきます。

3 人事管理の充実

(1) 人事管理体制の整備

人事考課制度を中心に、人材確保や人材育成、人材活用を進め、総合的な人事管理体制を整備します。

(2) 計画的な人材育成

少ない人員と財源で、より多くの専門的業務を処理し、より質の高いサービスを提供するため、人材育成基本方針に基づき計画的な人材育成を図ります。

4 庁舎管理の充実

(1) 庁舎管理システムの整備

利用者の利便性の向上と管理経費削減のため、庁舎など公共施設の計画的な維持管理を行います。

また、各種台帳整備を行い、庁舎管理システムの構築を図ります。

(2) 執務環境の整備

効率的な働きやすい執務環境の整備を進めます。

(3) 省エネ・省資源対策

省エネルギー・省資源施策の展開を図るとともに、公用車についても低燃費・低公害車の導入を推進します。

(4) 庁舎建設整備の推進

現在の庁舎は、耐震基準を満たしていないため、大震災が発生した場合、倒壊の危険性が高く、防災拠点としての役割を担うことが困難です。このため、防災機能、来庁者の利便性、多目的利用などを考慮した庁舎の建設計画の策定並びに整備を進めます。

3 財政運営の充実

◆基本施策の展開

1 計画財政の推進

(1) 財政計画の策定

財源の確保とその活用を図り、健全財政を維持する計画的な財政運営を進めるため、総合振興計画に基づく、中・長期的な財政計画を策定し、毎年度見直しを行います。

2 財源の確保

(1) 税収入の確保

課税の公平適正な把握を図るとともに、徴収率の向上に努めます。

(2) 受益者負担の適正化

使用料や手数料、負担金などは、負担の公平化と財源の確保を図るため定期的な見直しを行い、コストに基づく適正な料金の設定に努めます。

(3) 依存財源の活用

補助制度や補助採択基準の動向を常に把握し補助事業の拡大を図り、国県支出金を積極的に確保するとともに、補助基準額の適正化などを国、県に働きかけます。

建設事業については、地方交付税措置のある起債を有効活用し、後年度の財政負担を軽減します。

3 効率的な財政運営

(1) 経常経費の削減

事務事業の見直しと諸経費の節約、委託事業の適正化などにより、行政経費の削減を図ります。

(2) 補助金支出の適正化

従来の考え方を払拭した見直しを図るなど、補助金・負担金等の公益性を再検証し、団体等の統廃合や補助金・負担金自体の終期設定を定めるなど適正化に努めます。

(3) 効率的、効果的な予算配分

財務会計システムにより予算の執行状況を把握し、予算編成にあたっては、的確な歳入見通しを立て、限られた財源の中で、最大の効果が得られるよう予算配分を行います。

(4) 補助事業の選択的導入の推進

補助事業における超過負担の解消、補助要件の適正化などを国・県に要請していくとともに、事業の的確な導入を図ります。

(5) 効率的な財産運用

財産台帳の整備を行い、町有財産の適正な維持管理に努めるとともに、効率的な財産運用を図ります。

4 電子自治体の推進

◆基本施策の展開

1 計画的な情報化の推進

(1) 行政の情報化の推進

行政情報の積極的な提供を推進するため、ホームページを活用した情報提供や情報資産の提供が迅速に対応できるように情報化の推進を図ります。

(2) ICT活用による最適化の推進

情報機器の高度化に伴い、共有できる情報を的確に提供できるようにするため、職員研修を実施し、電算機器操作の向上を目指します。

2 情報基盤の整備

(1) 情報機器の整備

既存システムの維持管理を行うとともに、より効率的なシステムの導入や経費の削減を進めます。

(2) 情報システムの構築

住民がインターネットを利用し、申請や届出ができる電子申請システムや納税システムの導入を検討し、利便性の向上を図ります。

(3) 情報セキュリティ対策の強化

インターネットを用いた行政サービスを安心して受けられるように、個人情報をはじめとする情報資産のセキュリティ確保を図るための体制や、システムの整備・運用を進めます。

5 地方分権・関係市町との連携の推進

◆基本施策の展開

1 地方分権の推進

(1) 国、県からの権限移譲の推進

自立した自治体として町独自のまちづくりを推進するため、国や県からの権限移譲を積極的に推進します。

2 周辺市町間連携の推進

(1) 周辺市町村との連携強化

周辺市町村との交流を深め、連携強化を図り、積極的に事業を実施することで、行政サービスを充実していきます。

また、「定住自立圏構想」に基づく研究や、市町村合併についても関係市町村との調整を図り推進していきます。